

関西住民の不安や反対の声も尊重し、美浜3号の運転再開に反対表明を求める

頻発する関電原発の事故について「お答えできません」ばかり

美浜3号の7トン水漏れ事故：

「原因が分かれば関電HPで説明がある。県民・関西住民に説明はしない」



8月16日、福井県庁にて老朽原発美浜3号の運転再開に反対を表明するよう求めて申入れを行った。滋賀県長浜市での戸別訪問で聴いた住民の声を伝え、事故が起これば関西にも被害は及び、琵琶湖も汚染されてしまうため、関西住民の不安や反対の声も尊重するよう求めた。

市民は、滋賀県、兵庫県、大阪府から4名が参加した。福井県からは原子力安全対策課の大石課長補佐一人が、メモも取らずに対応した。午前11時から約40分間の申入れとなった。冒頭に、8月上旬の豪雨被害に対するお見舞いを述べて始めた。

福井県の姿勢は、事故を頻発させている関電を厳しく監視するという自治体があるべき姿とは程遠いものだった。原因も明らかでないのに「安全は確保されている」などと答え、市民が具体的に質問すると「これ以上はお答えできません」を連発した。

事故が起これば関西も被害を受け、また事故時には福井県民の避難先でもある関西市民に対して、失礼極まりない態度だった。また、県民に対しても同様の態度で臨むと答えていた。

◆関西住民の声も尊重し、事前了解の権限を関西にも認めるよう求めるが

→「滋賀県と関電の問題」と他人事のように答え、「声があったことは受け止め、上の者には伝える」

滋賀県北部の長浜市は、美浜原発事故時には避難の対象地域となっている。約7,000世帯を戸別訪問し、そこで聴いた住民の皆さんの不安や原発反対の声を紹介した。「原発事故になれば長浜・関西は事故の被害をうけるだけ」、「運転についての事前了解の権限が滋賀県にないのは理不尽だ」等々。これに対して課長補佐は、「事前了解の権限は、安全協定の話なので、滋賀県と関電の間の問題だ」と他人事のように答えた。市民は、東海第二原発では、立地の東海村が提起して約20km圏内の自治体が事前了解の権限を得ている。福井県から、被害を受ける滋賀県・京都府にも事前了解の権限が必要だと表明すべきではないのかと問うた。参加者は「滋賀は福井と違って原発の恩恵など何もない。被害を受けるだけの住民の気持ちに分からないのですか」と厳しく追及した。これらに対しては「そのような声があったことは受け止め、上の者には伝えます」と述べるだけだった。

◆頻発する関電原発の事故

① 美浜3号の7トン水漏れ事故：「毎日関電と話している。原因は究明中」

8月1日に美浜3号で7トンもの一次冷却水漏れ事故が起きた。これによって関電は、8月10日の原子炉起動を延期せざるを得なくなった。申入れでは、事故について分かっていることを示してほしいと事前に質問書を送っていた。県は「毎日関電と話している。原因は究明中」とだけ答え

た。まるで関電と相談して原因究明・対策を練っているかのような回答だった。関電を監視するという姿勢とは程遠い。

さらに、原因等が明らかになれば、福井県民はもとより関西住民にも説明するよう関電に伝えるべきだとの質問に対しては、「原因が明らかになれば関電のホームページで説明がある。県民・関西住民に説明はしない」「通常のトラブル対応と同じ」と平然と答えた。県民にも説明せず、関電のホームページを見るようにとの回答は、あまりにも住民を愚弄している。

直後に分かったことだが、この日関電が福井県庁を訪ね、水漏れ事故の原因と対策を報告している。私たちの申入れの直後だったようだが、当日はこのことには一切ふれず「原因究明中」を繰り返していた。

② S G細管損傷の原因も明らかになっていないのに「高浜3号の安全は確保されている」

高浜原発3・4号では、蒸気発生器（S G）細管損傷が6回も立て続けに起きている。関電は、スケール（酸化鉄）が原因だとして、7月24日に高浜3号の原子炉を起動した。しかし、スケールによる細管損傷は、国内外で高浜3・4号でしか起きていない。また、スケール原因説について、関電は証拠を示していない。このことを問うても「高浜3号の安全は確保されている」と答えるだけだった。



③ 大飯4号の配管穴あき事故については「29年間の検査実績を関電に確認する」

6月に起きた大飯原発4号の2次系配管穴あき事故について、私たちは関電本店に問い合わせ、29年間配管は一度も取替えておらず、29年間の検査は外観を目視するだけだったということを確認していた。これについて、県として検査実績を関電に問い合わせたかを質問に入れていたが、当日は答えられないということで、後日回答することになった。

申入れから1週間も過ぎた8月23日、電話で「関電からは原因と対策の説明を受けている」と回答があった。関連資料が送られてきたが、そこには「類似箇所点検を行い、当該箇所を含む必要な箇所について、継続的に管理を行うこととした」と書いてあるだけ。目視検査しか行っていないことを確認したのか問うと「これ以上は答えできません。県民に対しても同じです」と答えるばかりだった。当然のことだが、外観の目視だけでは、配管がどれだけ薄くなっているか、傷が入っているかは分からない。これについては「はい」と認めたが、それ以上は答えようとしなかった。

◆使用済燃料は「第一に県外の間貯蔵」。県内の乾式貯蔵は認めないとは明言せず

関電は使用済燃料の「中間貯蔵施設」を県外に立地すると公約し、期限は来年12月に迫っている。いまだ立地地点などを公表できずにいる。そのため、県内の乾式貯蔵について質問していた。県は「第一に県外の間貯蔵です」と答えるだけ。以前から高浜町長などが原発敷地での乾式貯蔵の必要を発言していたが、これについて県は否定していたのではないかと、はっきり乾式貯蔵は認めないと表明すべきと問うた。しかし、これについては最後まで明言しなかった。私たちは、県外でも県内でも核のゴミをこれ以上増やすべきではないと求めた。今後、関電と福井県の対応を監視していかなければならない。

2022.8.23 避難計画を案ずる関西連絡会

福井県宛での質問・要望書 http://www.jca.apc.org/mihama/saikado/fukui_pref_q_yobo20220816.pdf

戸別訪問の声 http://www.jca.apc.org/mihama/bousai/nagahama_shoukai20220724.pdf